**配当公告**

岐阜県土岐市駄知町一五二〇番地の一
破産者　株式会社マルイワ

右の者に対する岐阜地方裁判所多治見支部平成二十二年（フ）第二一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一六一、五七八、六〇四円
（内優先債権額　金一、二三八、五七一円）

一、配当することのできる金額
金一〇、八九二、二九二円
（内優先債権額　金一、二三八、五七一円）

平成二十三年九月二日
岐阜県多治見市宮前町二丁目四六番地
破産管財人　石垣　智康

**配当公告**

愛知県春日井市明知町一四二三番地の七九
破産者　プリテック株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第二二七一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一、一八四、八三四、一一二円
（内優先的破産債権額
金一八、九九〇、六八三円）

一、配当をすることのできる金額
金七〇、〇一四、七四八円
（内優先的破産債権額
金一八、九九〇、六八三円）

平成二十三年九月二日
愛知県名古屋市東区筒井二丁目七番二七号
破産管財人　石井　三一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県横手市増田町増田字一本柳西三番地三、最後の住所秋田県横手市十文字町字上佐吉開三七番地一旭住宅三―二号
被相続人　亡　菅原アヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日
秋田県横手市中央町六番二六号GOビル二階　相続財産管理人　弁護士　外山奈央子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県水戸市元吉田町一九六六番地、最後の住所茨城県水戸市元吉田町一九六五番地の八
被相続人　亡　菊地　静江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日
茨城県水戸市南町一―三―二三金沢ビル四階植崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県吾妻郡中之条町赤岩二八六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　安原　慶俿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日
群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号石原・関法律事務所
相続財産管理人　弁護士　猿谷　直樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県高崎市上大島町一一八番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　眞杉　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日
群馬県前橋市㮈島町六三番地一
相続財産管理人　宮下　章

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都調布市小島町二丁目一八番地三、最後の住所東京都調布市小島町二丁目一八番地三調布コーポラス三〇三号
被相続人　亡　山田　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日
東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢五一二番地、最後の住所東京都西東京市富士町四丁目六番一四号ハイツソノ二〇一
被相続人　亡　渡辺　増雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日
東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階りんどう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍横浜市鶴見区市場大和町一六八二番地の三、最後の住所横浜市鶴見区市場西中町一番六号
被相続人　亡　髙見　ユキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日
東京都中央区銀座三丁目九番四号文成ビル
相続財産管理人　弁護士　竹原　茂雄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍川崎市多摩区宿河原一丁目一四三一番地、最後の住所川崎市多摩区宿河原一丁目二七番一〇号
被相続人　亡　元木　利男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日
川崎市高津区溝口二丁目三番一〇号内田ビル三階　相続財産管理人　青木　亮祐

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県三浦郡葉山町堀内一七七七番地二、最後の住所神奈川県逗子市山の根一丁目五番一三号
被相続人　亡　石渡　與子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日
横浜市西区高島二丁目一一番二号スカイメナー横浜六二三号
相続財産管理人　弁護士　服部　知之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県碧南市若松町一丁目二〇番地一、最後の住所愛知県知多郡東浦町大字石浜字川尻一九番地の四
被相続人　亡　有吉　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日
愛知県半田市昭和町一―二九
相続財産管理人　棚瀬　誠

## 第57期決算公告

平成23年9月2日　福島県いわき市平字小太郎町4番地の11
**株式会社加地和組**
代表取締役　川和　玄央

**貸借対照表の要旨**　（平成23年5月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 3,185,430 | 流動負債 | 3,376,741 |
| 固定資産 | 1,773,584 | 固定負債 | 685,566 |
| 繰延資産 | 16,000 | **負債合計** | 4,062,307 |
| | | 株主資本 | 912,707 |
| | | 資本金 | 98,000 |
| | | 資本剰余金 | 12,000 |
| | | 資本準備金 | 0 |
| | | 利益剰余金 | 802,707 |
| | | 利益準備金 | 18,800 |
| | | その他利益剰余金 | 783,907 |
| | | （当期純利益） | （△130,293） |
| | | **純資産合計** | 912,707 |
| **資産合計** | 4,975,014 | **負債・純資産合計** | 4,975,014 |